

議案第91号

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 宿泊室の種別を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例

世田谷区立大蔵第二運動場条例（平成21年6月世田谷区条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2 宿泊室（1人1泊）の部中

和室（6畳）	5,500円	3,
和室（12.5畳）	9,800円	6,

700円			
200円	4,800円	4,000円	3,600円

を

和室（18.5平方メートル）
和室（40平方メートル）
洋室（40平方メートル）

方	5,500円	3,700円			
一	9,800円	6,200円	4,800円	4,000円	3,600円
一	9,800円	6,200円	4,800円	4,000円	3,600円

に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、宿泊室（洋室（40平方メートル）に限る。）の公用開始の日は、令和2年10月1日とする。
- この条例の施行の際、現に和室（6畳）の使用の承認を受けている者は和室（18.5平方メートル）の使用の承認を受けている者と、和室（12.5畳）の使用の承認を受けている者は和室（40平方メートル）の使用の承認を受けている者とみなす。